

市川三郷町木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、市川三郷町耐震改修促進計画に基づき既存木造住宅の耐震化建替工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、市川三郷町補助金等交付規則（平成17年10月1日市川三郷町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 既存木造住宅

次の要件を全て満たすものとする。

- ア 市川三郷町内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅で、かつ、その個人が居住しているもの。
- イ 長屋、共同住宅以外のもの。
- ウ 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- エ 階数は2階建て以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断

次のいずれかにより、診断したものとする。

- ア 山梨県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて行う耐震診断
- イ (財)日本建築防災協会(以下「協会」という。)発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断。

(3) 総合評点

協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断若しくは精密診断又は協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」による精密診断の総合評点をいう。ただし、協会発行の「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」における地盤・基礎の評点については、山梨県木造住宅耐震診断マニュアルの地盤・基礎評点を読み替えて適用する。

(4) 耐震化建替え工事

耐震性のない既存木造住宅を除却し、市川三郷町内に新たに住宅を新築することをいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 建替え後の住宅の所有者が、既存木造住宅を所有する者であること、又は同居する者が所有する住宅となること。
- (2) 固定資産税・市町村民税等を滞納していない者であること。

(補助の対象工事費)

第4条 補助金の対象は、木造住宅耐震診断の結果、総合評点1.0未満と診断された既存木造住宅についておこなう耐震化建替工事に係る費用とする。

(補助金の対象経費)

第5条 耐震化建替工事に係る1棟当たりの補助金の経費の対象は、耐震改修工事を実施した場合に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 耐震化建替工事に対する補助金額は、対象経費の3分の2以内、かつ、80万円を限度とする。

2 第2項で定める補助額に1,000円未満の端数があるとき、これを切り捨てるものとする。

(建替え後の住宅の構造)

第7条 建替え後の住宅の構造は、任意とする。

(実施予定者の募集)

第8条 木造住宅耐震化建替事業の補助を希望する者は、木造住宅耐震化建替工事実施予定届け(様式第1)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、木造住宅耐震化建替工事実施予定届けの内容が、木造住宅耐震化建替事業費補助金交付要綱に合致しない場合は、七日以内に補助事業に適合しない旨の通知(様式第2)を、届出者に通知するものとする。

3 町長は、木造住宅耐震化建替工事実施予定届けの受理の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(補助金交付申請及び決定)

第9条 補助金の交付を受けようとする申請者(以下「申請者」という。)は、耐震化建替工事が完了したときに、木造住宅耐震化建替事業費補助金交付申請書(別記様式第3号)に別に定める関係書類を添付して町長に提出するものとする。その提出部数は1部とする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、木造住宅耐震化建替事業費補助金交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震化建替事業完了実績報告書(別記様式第5号)に別に定める関係書類を添付して町長に提出しなければならない。その提出部数は1部とする。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震化建替事業費補助金交付確定通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震化建替事業費補助金支払請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の取り消し）

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（書類の整理等）

第15条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（実施細則）

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（附則）

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年度分予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。